

# 令和4年4月施行年金制度改正資料

## 【在職老齢年金関係】



## 【資料目次】

1. 在職老齢年金制度の見直し	2
2. 在職定時改定の導入	8

## 1. 在職老齢年金制度の見直し

(令和4年4月1日施行)

# 1. 在職老齢年金制度の見直し

## 1. 在職老齢年金制度（改正前）

○老齢厚生年金の受給権者が被保険者となった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があり、これを在職老齢年金制度といいます。

○支給停止の基準額は60歳以上65歳未満の者が28万円、65歳以上の者が47万円であり、これらの基準額は「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計額となっております。

「基本月額」…年金額（年額）を12で割った額。共済組合から支給される老齢厚生年金を含む。

「総報酬月額相当額」…毎月の賃金（標準報酬月額）と1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額の合計額。

○上記基準額を越えている期間、年金は一部もしくは全額停止となり、基準額を下回るか退職するまで、支給停止が続くこととなります。なお、退職して1ヶ月以内に再就職し、厚生年金に加入、基準額を超過となった場合は、再び年金の支給が一部もしくは全額停止となります。

# 1. 在職老齢年金制度の見直し

## 2. 改正概要

### (1) 改正の背景・目的

60歳以上65歳未満を対象とする在職老齢年金制度は、賃金と年金の合計額が「夫婦2人の標準的な年金額相当」である28万円（令和3年度）を超える場合は、年金の一部または全部を支給停止するという、65歳以上を対象とする在職老齢年金制度と比べ厳しい基準が設けられています。

しかしながら、今後さらに進展が見込まれる高齢者の就業を年金制度に反映していくこと、及び制度をわかりやすくすることを実現するため、年齢による区別を撤廃する見直しが行われました。

### (2) 改正内容

60歳以上65歳未満を対象とする在職老齢年金制度の支給停止基準額「28万円」を**引き上げ**、

65歳以上を対象とする在職老齢年金制度と同じ基準額**「47万円」**としました。

また、支給停止額計算の方法についても、65歳以上を対象とする在職老齢年金制度と同様の方法により支給停止額計算を行うこととしました。

## 1. 在職老齢年金制度の見直し

【改  
正  
前】

### ○60歳以上65歳未満の在職老齢年金の支給停止

- ・ 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を上回る場合は、超える金額2に対して年金を1停止する。

総報酬月額相当額が47万円を上回る場合は、超える金額1に対して年金を1停止する。

### ○65歳以上の在職老齢年金の支給停止

- ・ 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を上回る場合は、超える金額2に対して年金を1停止する。



### ○在職老齢年金の支給停止

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を上回る場合は、超える金額2に対して年金を1停止する。

※年齢によって異なる支給停止額の計算方法を撤廃し、65歳以上の在職老齢年金制度の基準に統一。

【改  
正  
後】

# 1. 在職老齢年金制度の見直し

## ○65歳未満の受給権者を対象とする在職支給停止計算方法

改正前

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき



支給停止額 = 0 円 (全額支給)

②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき



支給停止額  
= (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 × 12

③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき



支給停止額  
= { (47万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円) } × 12

④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき



支給停止額  
= 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

⑤基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき



支給停止額  
= { 47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円) } × 12



# 1. 在職老齢年金制度の見直し

○65歳未満の受給権者を対象とする在職支給停止計算方法

改正後

①基本月額と総報酬月額相当額の合  
計額が47万円以下のとき

支給停止額 = 0円（全額支給）

②基本月額と総報酬月額相当額の合  
計額が47万円を超えるとき

支給停止額  
 $= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$

## 2. 在職定時改定の導入

(令和4年4月1日施行)

## 2. 在職定時改定の導入

### 1. 改正概要

#### (1) 改正の背景・目的

- 現行、老齢厚生年金の額の計算においては、受給権者がその権利を取得した月以後の被保険者であった期間は、その計算の基礎としないことが規定されています。
- 老齢厚生年金受給権者が、その権利を取得した月以後に被保険者であった期間については、資格喪失時（退職時又は70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、年金額を改定しています。
- 上記について、就労を継続したことの効果を、退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る観点から、在職中であっても退職を待たずに、年1回、一定の時期（10月）に年金額を改定します。

## 2. 在職定時改定の導入

### (2) 改正内容

○基準日（毎年9月1日）において被保険者である受給権者の老齢厚生年金の年金額について、前年9月～当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月（以下「基準月」という。）の翌月（毎年10月）に改定を行います。

※10月分の年金（12月定期支払分）から改定。

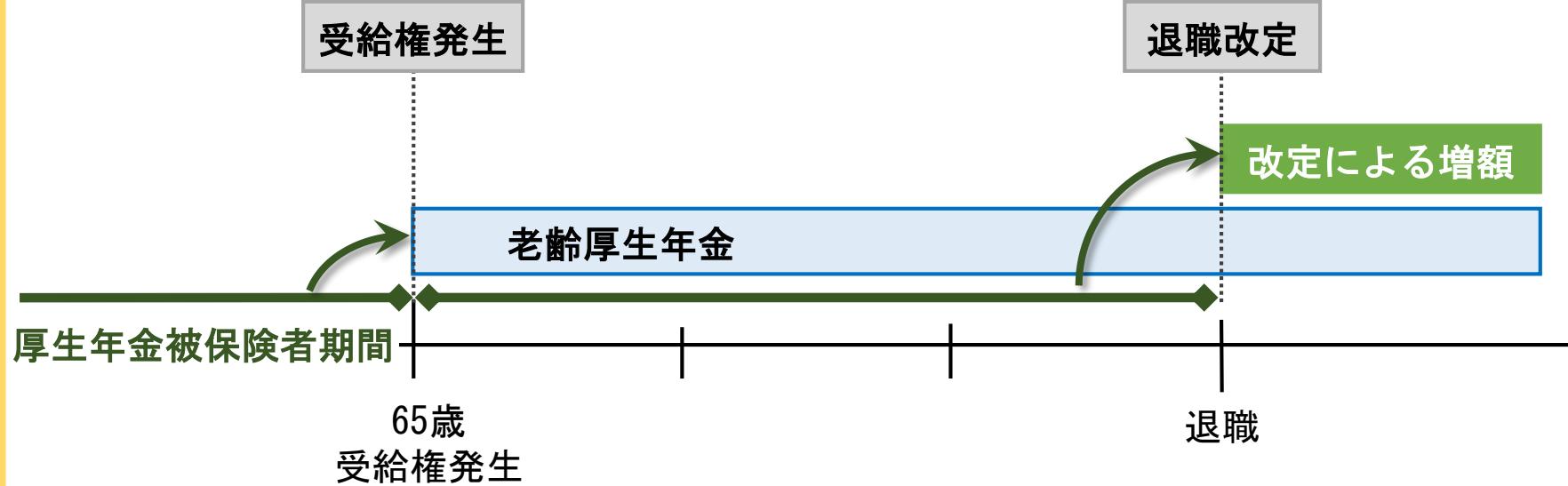
※基準日に新たに被保険者資格を取得した者については、年金額に反映する被保険者期間がないため、在職定時改定の対象外となります。

○在職定時改定の対象は65歳以上70歳未満の者に限ることとし、65歳未満の者には適用されません。

## 2. 在職定期改定の導入

改正前

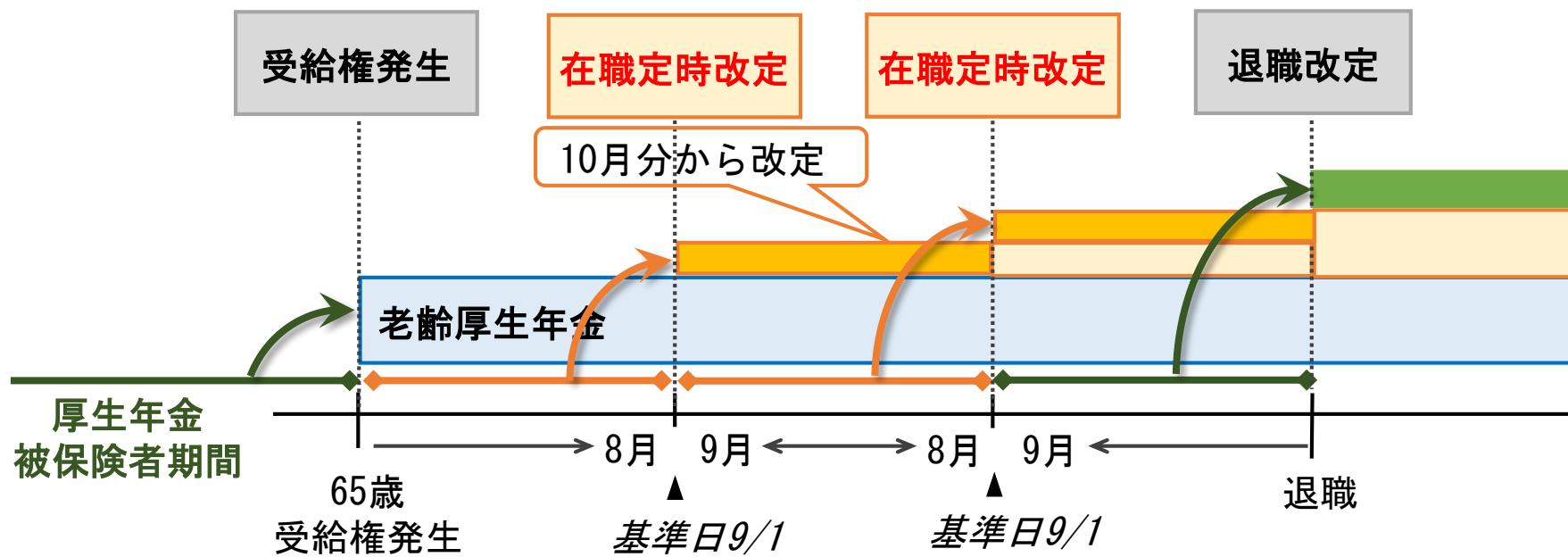
受給権発生後の被保険者期間は、退職改定（又は70歳改定）により年金額に反映されます。



## 2. 在職定時改定の導入

改正後

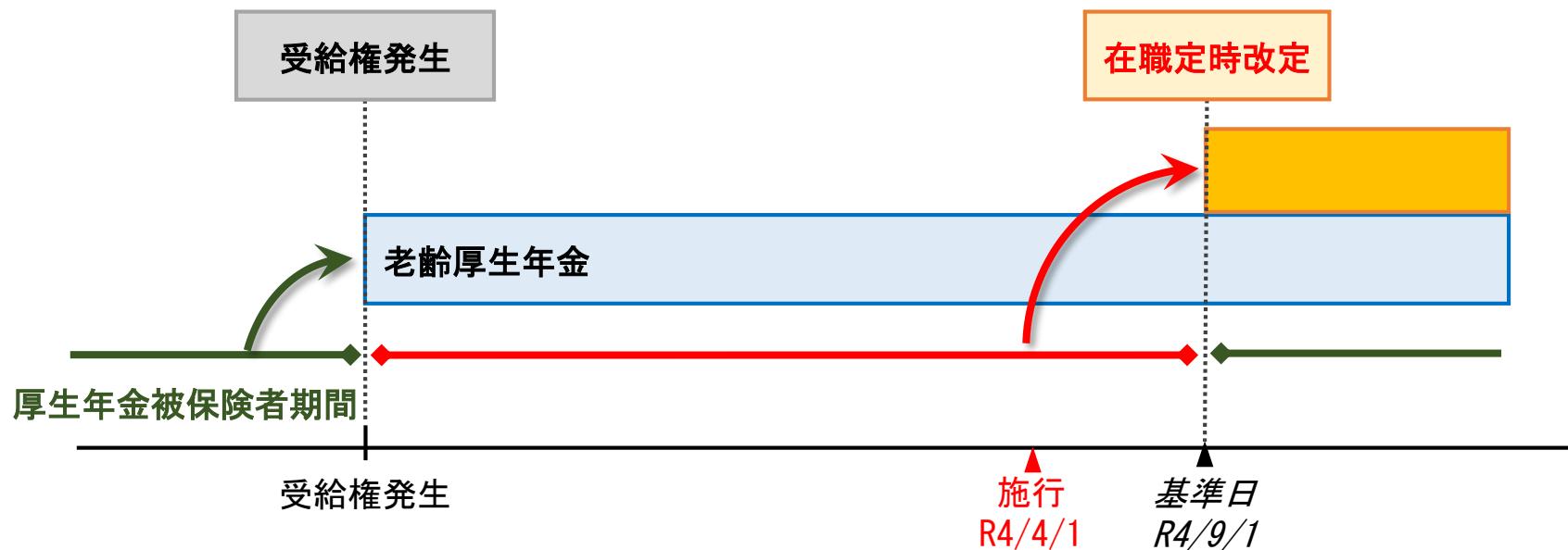
在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



## 2. 在職定時改定の導入

### ○施行時（令和4年10月定時改定時）の取扱い

年金額に反映されていない被保険者期間は、施行後はじめての在職定時改定で一括して年金額に反映されます。



# 参考

## インターネットからの年金相談予約のご案内

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む）での来訪相談について、インターネットからの年金相談予約を受け付けております。

老齢年金のターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いた方のみを対象としていたインターネットからの年金相談予約は、令和4年3月から**老齢年金請求全般に関する年金相談**を対象として拡大しました。

### ○インターネットによる予約申し込みの概要

受付時間	土日・祝日を含む毎日8時00分～23時30分の間予約申し込みができます。 ※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。
対象となる相談	<b>老齢年金請求全般に関する年金相談</b>
予約できる相談日	予約申込日の翌々営業日から3か月先の月の末日まで
その他	予約日の前日に予約時間等のお知らせメールを送信

◆インターネットによる予約申し込みをご利用いただいたお客様からは「夜間の時間帯でも予約申し込みができるので便利だった」、「予約日前にお知らせメールが届いて助かった」など、好評をいただいております。

◆今後、対象となる相談内容の更なる拡大も検討してまいります。

### ○予約サイトへのアクセス方法

スマートフォン ・ 携帯電話	 <a href="https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR">https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR</a>
パソコン	機構ホームページ内の「予約相談について」のページからアクセスできます。  <a href="https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/">https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/</a>

老齢年金請求手続きの予約をご案内いただく際には、引き続き、インターネットからの年金相談予約をお勧めしていただきますよう、ご協力を願いいたします。



